

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案について

平成30年2月
国土交通省自動車局

国土交通省では、別紙のとおり、「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正を予定しております。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正（通達改正）

2. 意見募集期間

平成30年2月20日（火）～平成30年3月21日（水）（必着）

3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（対象部分、ご意見、理由）を記載の上）

電子メールアドレス：pbk_ansei@mlit.go.jp

国土交通省自動車局安全政策課 宛

※ 件名には「「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案について」と明記してください。

(2) FAXの場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省自動車局安全政策課 宛

FAX：03-5253-1638

(3) 郵送の場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省自動車局安全政策課 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案について」と明記してください。

4. ご意見の取扱い等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

〈お問い合わせ先〉

国土交通省自動車局安全政策課

TEL：03-5253-8111(内線41-633)